

6/3
5
6/8

- 一 商工省官制改正ノ件
- 一 臨時商工省ニ振興部ヲ設置スルノ件
- 一 物價局官制
- 一 工業組合事務官ノ特別任用ニ關スル件
- 一 商工省物資調整官ノ特別任用ニ關スル件
- 一 昭和十三年勅令第五百四十八號商工省物價事務官等ノ特別任用ニ關スル件

内

附

件中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ
付セラレムコトヲ請フ

昭和十四年五月二十三日

内閣總理大臣男爵平沼騏一郎

勅令第 號

商工省官制

第一條 商工大臣ハ商、工、鑛山及地質並ニ度量衡及計量ニ關スル

事務ヲ管理ス

第二條 商工省ニ左ノ七局ヲ置ク

總務局

鑛産局

鐵鋼局

化學局

機械局

纖維局

監理局

第三條 總務局ニ於テハ物資ノ生産及配給ノ綜合計畫ノ設定其ノ他重要商工政策ノ綜合調整ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 鑛産局ニ於テハ他ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外鑛物及金屬ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 鐵鋼局ニ於テハ鐵鑛及鐵鋼ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 化學局ニ於テハ他ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外化學工業品其ノ他工業品ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 機械局ニ於テハ機械竝ニ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 纖維局ニ於テハ纖維工業品ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 監理局ニ於テハ保險ニ關スル事務及他ノ主管ニ屬スルモノ

ヲ除クノ外商事ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 商工省ニ地質調査所ヲ置キ地質調査ニ關スル事務ヲ掌ラシム

地質調査所長ハ商工技師ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條 商工省ニ中央度量衡檢定所ヲ置キ度量衡器及計量器ノ檢定、比較検査及試験ニ關スル事務ヲ掌ラシム

商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ支所ヲ設ケ中央度量衡檢定所ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

中央度量衡檢定所長ハ商工技師、支所長ハ商工技師又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ出張所又ハ中央

度量衡檢定所支所ノ出張所ヲ設クルコトヲ得

第十二條 商工書記官ハ專任十二人ヲ以テ定員トス

第十三條 商工省ニ商工事務官專任二十一人及商工理事官專任五人ヲ置ク

商工事務官及商工理事官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ商工省ノ事務ヲ掌ル

第十四條 商工省ニ統計官專任二人ヲ置ク

統計官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ商工統計ヲ掌ル

第十五條 商工省ニ保險事務官專任五人ヲ置ク

保險事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ保險ニ關スル事務ヲ掌ル

第十六條 商工省ニ度量衡事務官專任一人ヲ置ク

度量衡事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ掌ル

第十七條

商工省ニ工業組合事務官專任二人ヲ置ク

工業組合事務官ハ奏任トス上官ノ命ヲ承ケ工業組合ニ關スル事務ヲ掌ル

第十八條

商工省ニ商工技師專任五十四人ヲ置ク

商工技師ハ奏任トス但シ内三人以内ヲ勅任ト爲スコトヲ得

商工技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九條 商工屬ハ專任百二十三人ヲ以テ定員トス

第二十條 商工省ニ統計官補專任八人ヲ置ク

統計官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ商工統計ニ従事ス

第二十一條 商工省ニ保險事務官補專任十一人ヲ置ク

保險事務官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ保險ニ關スル事務ニ從事ス

第二十二條 商工省ニ商工技手專任百五十六人ヲ置ク

商工技手ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第二十三條 商工省ニ鑛務監督官及鑛務監督官補ヲ置ク

鑛務監督官ハ商工書記官、商工事務官又ハ商工技師ヲ以テ、鑛務監督官補ハ商工屬又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

鑛務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鑛業警察（鑛山ニ於ケル勞働衛生ヲ除ク）ニ關スル事務ヲ掌ル

鑛務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ鑛業警察（鑛山ニ於ケル勞働衛

生ヲ除ク）ニ關スル事務ニ從事ス

第二十四條 商工省ニ取引所監督官及取引所監督官補ヲ置ク

取引所監督官ハ商工書記官、商工事務官又ハ商工技師ヲ以テ、取引所監督官補ハ商工屬又ハ商工技手ヲ以テ之ニ充ツ

取引所監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事務ヲ掌ル
取引所監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ取引所法施行ニ關スル事務ニ

従事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十七條ノ規定ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

臨時物資調整局官制ハ之ヲ廢止ス

昭和十四年六月三十日迄ハ第十九條ノ規定ニ拘ラズ商工屬ハ專任百
十三人ヲ以テ定員トス
本令施行ノ際現ニ臨時物資調整局屬ニシテ休職中ノ者別ニ辭令ヲ發
セラレザルトキハ休職ノ儘商工屬ニ同俸給ヲ以テ任ゼラレタルモノ
トス

勅令第 號

第一條 中小商工業ノ統制及助長、物資需給調整ニ伴フ産業ノ維持
及轉換其ノ他中小商工業ノ振興ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時
商工省ニ振興部ヲ置ク

第二條 商工省ニ臨時左ノ職員ヲ置キ振興部ニ屬セシム

- 部長 一人 勅任
- 書記官 專任二人
- 事務官 專任十五人
- 理事官 專任二人
- 技師 專任五人
- 屬 專任三十三人

技手

専任十二人

第三條 商工省ニ振興部參與ヲ置キ部務ニ參與セシム

振興部參與ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル參與ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第四條 部長ハ商工大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年勅令第六百五十一號ハ之ヲ廢止ス

昭和十四年六月三十日迄ハ第二條ノ規定ニ拘ラズ屬ハ専任二十九人

ヲ以テ定員トス

勅令第 號

物價局官制

第一條 物價局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ物價統制ニ關スル事務ヲ掌
ル

第二條 物價局ニ長官ヲ置ク

長官ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 物價局ニ左ノ職員ヲ置ク

次長 一人 勅任

事務官 專任十二人 奏任
爲内一人
スコトヲ勅任ト

物價事務官 專任七人 奏任

技師 專任二人 奏任

屬

專任二十五人

判任

技手

專任四人

判任

第四條 前條ノ職員ノ外商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中

ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第五條 物價局ニ參與ヲ置キ局務ニ參與セシム

參與ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テ

之ヲ命ズ

第六條 長官ハ局務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ

進退ヲ專行ス

第七條 次長ハ長官ヲ佐ケ局務ヲ掌理ス

第八條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第九條 物價事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ物價ノ調査及取締ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十二條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

工業組合事務官ハ三年以上地方産業職員制ニ依ル奏任官待遇ノ職ニ在リテ工業組合ニ關スル事務ニ従事シタル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

商工省物資調整官ハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨ
リ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ任用セララルル者ニハ高等官官等俸給令第四條ノ規
定ヲ適用セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

號

昭和十三年勅令第五百四十八號中左ノ通改正ス

「商工省物價事務官」ヲ「物價局物價事務官」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

目下樞密院ニ御諮詢中ノ左記ノ件
都合ニ依リ撤回致度

記

奏任文官特別任用令改正ノ件

内

閣

内

閣